

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 18 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局あて連絡しましたので、
貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構本部	御中
国立研究開発法人	国立がん研究センター	御中
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	御中
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
国立健康危機管理研究機構		御中
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構本部	御中
独立行政法人	労働者健康安全機構本部	御中
財務省主計局給与共済課		御中
文部科学省高等教育局医学教育課		御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課		御中
総務省自治行政局公務員部福利課		御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室		御中
警察庁長官官房人事課		御中
労働基準局安全衛生部計画課		御中
労働基準局補償課		御中

保 発 1118 第 1 号
令和 7 年 11 月 18 日

地方厚生（支）局長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
〔 公 印 省 略 〕

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 114 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、令和 8 年 2 月 24 日に施行される予定である。

改正省令による改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）の登録に係る手続については、令和 7 年 2 月より、国家資格等情報連携・活用システムを活用した手続のデジタル化を開始したところであるが、今般、デジタル化の対象となる手続の拡充を行うため、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号。以下「登録省令」という。）について、所要の改正を行うもの。

第 2 改正の内容

- 保険医等の登録に係る手続について、国家資格等システムを活用したデジタル化の対象となる手続の拡充を行う上で、保険医等の個人番号を収集する必要があることから、以下の手続について、個人番号を届出事項として規定す

る。

- ・登録に関する管轄地方厚生局長等の変更の届出（登録省令第 15 条関係）
 - ・氏名変更の届出（登録省令第 16 条第 1 項第 1 号関係）
 - ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 81 条第 4 号から第 6 号に該当した場合の届出（登録省令第 16 条第 1 項第 2 号関係）
 - ・登録票の書換交付の申請（登録省令第 17 条関係）
 - ・登録票の再交付の申請（登録省令第 18 条関係）
 - ・登録の抹消の申出（登録省令第 20 条関係）
- 上記の手続について、個人番号の真正性を確保するため、氏名、住所及び生年月日を届出事項として規定する。なお、いずれも従来からの届出事項であるが、登録省令に規定することで明確化するもの。
- その他、所要の改正を行う。

第 3 施行期日

- 令和 8 年 2 月 24 日から施行する。